

真岡市空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に存する空き家等の有効活用を通して、本市への移住又は住替えを支援することにより、定住を促進し人口減少対策等に資するものとして実施する真岡市空き家バンク事業(以下「空き家バンク」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人の居住を目的として建築され、現に居住していない(居住しなくなる予定の場合を含む。)市内に所在する建物(床面積の2分の1以内を居住以外の用途としている建物を含む。)及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とするものを除く。
- (2) 空き家バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者からの申込みを受けて登録した当該空き家等に関する情報を、利用希望者に対し提供する制度をいう。
- (3) 所有者 空き家等に係る所有権により当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 利用希望者 定住を目的として、空き家バンク登録台帳(様式第1号。以下「空き家台帳」という。)に登録された空き家等(以下「登録物件」という。)の利用を希望する者をいう。

(5) 媒介業者 市が空き家バンクの実施について協定を締結する団体(以下「協定団体」という。)の会員のうち空き家バンクへの協力を申し出た業者で、空き家等に関し、所有者と利用希望者との売買契約又は賃貸借契約の代理又は媒介を行うことができるものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の制度による空き家等の取引を妨げるものではない。

2 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律(平成2年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員に該当する者又はこれらと密接な関係を有している者と認められるものは、空き家バンクを利用することができない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンクへ空き家等に関する情報の登録をしようとする所有者(以下「登録希望者」という。)は、空き家バンク登録申込書(様式第2号)及び空き家の登録に関する誓約書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、空き家台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

(2) その他市長が空き家台帳への登録が適当でないとするもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該登録の申込みを行った登録希望者に空き家バンク登録完了通知書（様式第4号）により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

（空き家台帳の登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた登録希望者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録事項変更届出書（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による変更をしたときは、その旨を当該変更の届出を行った物件登録者に空き家バンク登録事項変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（空き家台帳の登録の抹消）

第6条 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家バンク登録抹消通知書（様式第7号）により当該物件登録者に通知するものとする。

(1) 空き家バンク登録抹消届出書（様式第8号）の提出があったとき。

(2) 登録物件に係る所有権その他の権利に移動があったとき。

(3) 空き家台帳に登録した日から2年を経過したとき(登録の更新があった場合を除く。)。

(4) その他市長が空き家台帳に登録されていることが適当でないときと認めるとき。

(空き家等の情報の公開)

第7条 市長は、登録物件に関する情報について、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公表するものとする。

(空き家等の利用登録等)

第8条 利用希望者は、登録物件の情報提供を受けようとするときは、空き家バンク利用希望申込書(様式第9号)及び空き家バンクの利用に関する誓約書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による利用希望の申込みがあったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、真岡市空き家バンク利用者台帳(様式第11号。以下「利用者台帳」という。)に登録するとともに、その旨を当該登録の申込みを行った利用希望者に空き家バンク利用登録完了通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(1) 空き家等に定住し、地域住民と協力して生活できる者

(2) その他市長が利用者台帳への登録が適当と認めるとき

(利用者台帳の登録事項の変更の届出)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったとき

は、空き家バンク利用登録事項変更届出書（様式第13号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（利用者台帳の登録の抹消）

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

- (1) 空き家バンク利用登録抹消届出書（様式第15号）の提出があったとき。
- (2) 第8条第2項各号に規定する要件に該当しないこととなったとき。
- (3) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (4) 登録内容に虚偽があったとき。
- (5) 利用者台帳に登録した日から2年を経過したとき（登録の更新があったときを除く。）。
- (6) その他市長が利用者台帳に登録されていることが適当でないとしたとき。

（情報の提供）

第11条 市長は、必要に応じ、利用登録者に対し、空き家台帳に記載された有用な情報を提供するものとする。

（交渉の申込み及び通知等）

第12条 利用登録者は、交渉の申込みを希望する登録物件があったときは、空き家バンク物件交渉申込書（様式第16号）

により、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該希望物件の物件登録者及び媒介業者に空き家バンク物件交渉申込通知書（様式第17号）により通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた物件登録者又は媒介業者は、遅滞なく当該利用登録者との交渉を開始するとともに、市長にその内容を報告するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第13条 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 物件登録者及び利用登録者は、協定団体に対し、契約交渉の媒介を依頼することができる。

（個人情報取扱い）

第14条 物件登録者及び利用登録者並びに空き家台帳又は利用者台帳の登録情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 空き家台帳及び利用者台帳から知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。

(2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

(3) 個人情報をき損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。

(4) 保有する必要がなくなった個人情報適切に破棄すること。

(5) 個人情報の漏えい、き損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する